

関税法施行令等の一部を改正する政令
及び経済連携協定に基づく報復関税に
関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 関税法施行令等の一部を改正する政令のうち、関税法施行令の改正規定、関税暫定措置法施行令の改正規定、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の改正規定、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の改正規定及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の改正規定については、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に対応できるよう所要の調整を行うこととする。（関税法施行令等の一部を改正する政令第1条、第5条、第6条、第8条、第9条関係）
2. 経済連携協定に基づく報復関税に関する政令について、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に対応できるよう所要の調整を行うこととする。（経済連携協定に基づく報復関税に関する政令附則第1項関係）
3. この政令は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から施行することとする。（附則第1条関係）
4. 環太平洋パートナーシップ協定が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定より先に発効する場合に対応するため所要の規定を整備することとする。（附則第2条関係）